

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第10回）

議事要旨

1. 日 時 2023年3月23日（木）午後3時30分～4時40分
2. 開催方法 ウェブ会議
3. 議 題 (1) 金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について
 (事務局説明)
 (2) 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況等について
 (中小企業庁説明)
 (3) 質疑応答・意見交換

4. 議事概要

(1) 金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について

事務局から、「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書（2022年度版）（案）」を取りまとめ、その内容について、資料に沿って説明した。また、本報告書について意見等がある場合には、3月28日（火）正午までに事務局あてに連絡してほしい旨依頼した。

(2) 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況等について

中小企業庁から資料に沿って、以下のとおり説明があった。

- 「支払い条件の改善」について、下請代金の現金による支払い／受取りが発注側で微増、受取側で増加という結果になった。
- 下請代金の手形支払いのサイトは、120日以内とするものが最多であったが、120日超との回答も1割弱見られた。なお、60日を超える手形を振り出している発注者のうち、2024年までに手形サイトを60日以内に変更する予定との回答が3割弱見られた。
- 手形サイトが60日を超える手形を振り出している業種に対しては、引き続き改善に向けたアプローチを行う。また、現金払いの割合が低い業界団体に対しては、課題、改善点の指摘をしており、後日、各事業を所管する省庁と各業界団体と連携し、手形の利用状況を含む自主行動計画の改訂を依頼することを考えている。

(3) 質疑応答・意見交換

（経済産業省）

- 2026年の全面電子化に向けては、産業界・金融界できめ細やかなコミュニケーション

ョンを進め、必要な対応をそれぞれにおいて速やかに実行していくことが唯一の方法と考えている。当省としても産業界への働きかけを引き続き進めて参りたい。

(金融庁)

- 手形・小切手の全面的な電子化を進めていくうえでは、利用者である事業者にとってどのような意義があり、メリットがあるのかを示すことが不可欠。
- ZEDI の利活用や電子インボイスを絡めた商流・決済を一体的に電子化する取組みも進められているが、中小企業の DX 推進の文脈で、全体的に電子化の機運を盛り上げる必要がある。当庁としても金融業界と連携して検討を進めて参りたい。また、そのためには事業者サイドの実情・ニーズを踏まえる必要があることから、関係省庁とも連携して検討を進めたい。

(委員)

- これまでの議論を見ると、全体的な空気づくりを進めるのでは足りず、各論的な問題、例えば地公体への働きかけや、下請法による支払サイトの短縮化などを1つ1つ対応していくことが重要な段階にあると考えている。
- 私は、「手形の全面的な電子化」と支払サイトの短縮化等の「支払方法の変更」は平面を異にするもので、それぞれの場面において必要に応じて連携しながら進めていくことが重要であると理解し、当検討会でも指摘してきたが、今後ますますそういった部分が強くなっていくのではないかと考えている。

(委員)

- 取引先において手形・小切手の電子化に係る政府の方針が浸透していない、あるいは、特に小切手の電子化に関する認知度が低い点が一番の課題だという声も少なくない。引き続き、取引先に対して電子的決済サービスの案内や導入支援を強化していきたいと考えているが、手形・小切手を全廃するメリットがないと、これまでの決済手段を変えていくのは、なかなか難しいのが実感としてある。
- PC が苦手という企業は一定程度いるので、そうした企業に手形の代替手段として電子的決済サービスを案内しても、金融界の都合と受け取られてしまうという事案も聞いている。
- これからは、産業界全体に対し、もっと強力な周知が不可欠と認識している。業界団体との意見交換を通じて得られた主な課題の中にも、サプライチェーン全体での取組みの促進や業界横断的な商取引における対応が挙げられている。これまでも経産省、中小企業庁を中心に周知活動を行っているとは認識しているが、この取組みをより実効性あるものとするためには、複数の業界に跨るサプライチェーン全体での取組みが必要なので、産業界全体に対する一層の周知広報活動の強化を検討いただけるとありがたい。

(委員)

- 担当者と話をしても、手形の電子化については認識がある一方、小切手については認識がないといった状況であり、この周知が重要だと考えている。
- 事業者が移行するためには、助成金・補助金などのような移行に係るインセンティブや、例えば、インボイスのように期限が定まったかたちでエンフォースメン

トを働かせることが必要ではないか。下請法による手形サイトの規制についても、さらに周知する必要がある。

- 手形の電子化について、自助努力には限界があり、サプライチェーン全体での取組みなどが必要になると思料。事務局から、約束手形等の発行枚数の増加は一過性の要因によるものという話があったが、その点については、真に一過性のものかきめ細やかなフォローが重要だと思われる。

(代理委員)

- 地公体において多くの手形・小切手が発行されており、負担が大きい。業界を通じて削減に動いてもらえるのはありがたいので、引き続きお願いしたい。
- 残念ながら、事業者は手形・小切手の全面電子化への認識が低いのが実感である。今後、手形・小切手を廃止するためには、官民一体となつての取組み、産業界・金融界の取組みにより、メディアを通じてさらに広くアピールしてほしい。
- 手形・小切手の交換を廃止した後、例えば、当座預金等の取扱いについてどうなるのか、取引先から問われても答えに窮することがある。今後の方針について、示してもらえるとありがたい。

(中小企業庁)

- 電子化によるメリットや、下請法にもとづき手形サイトが60日以内になることの周知を積極的に行って参りたい。

(以 上)